

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業所の概要

名称	鳥取市立病院
所在地	鳥取市的場1丁目1番地
電話番号/FAX番号	0857-37-1522 / 0857-37-1558
管理者氏名	庄司 啓介
通常の事業の実施地域	鳥取市、岩美郡、八頭郡

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	鳥取市立病院が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とします。
運営の方針	当院は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令に基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日
営業時間	8:30～17:00

4. 事業所の職員の体制及び職務内容

管理者	庄司 啓介
-----	-------

職名	職務内容	
理学療法士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、訪問リハビリテーション	1名

作業療法士	等に関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。	1名
言語聴覚士	3 訪問リハビリテーション等計画に基づき、訪問リハビリテーション等のサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション等計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	1名

5. サービスの内容

種類	内容
訪問リハビリテーション等	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。 サービスの単位 1回20分以上

6. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額負担となります。

(1) 訪問リハビリテーション

【基本部分】

種類	基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割～3割)
理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が行う訪問リハビリテーション	3,080 円/回 (利用限度 6 回/週。ただし退院・退所後 3 か月以内は 12 回/週)	利用者負担割合に応じた額

【加算と減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行う場合。	2,000 円/日	利用者負担割合に応じた額
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症の方に対して、認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会的適応能力を最大限に活かしながら、生活機能を改善するためのリハビリテーションを行う場合。 期間：退院日または訪問開始日から3ヶ月以内	2,400 円/日	利用者負担割合に応じた額
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	医師が理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と協働して、リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、定期的に関リハビリテーション会議を開催し記録を残すなど、リハビリテーションの質を継続的に管理した場合。	4,500 円/月	利用者負担割合に応じた額
サービス提供体制強化加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定訪問リハビリテーション事業所に、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士のうち、勤続年数 7 年以上のものが在籍し、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合。	60 円/回	利用者負担割合に応じた額
退院時共同指導加算	病院等に入院中の利用者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士その他の従業者との間で利用者の状況等に関する情報を相互に共有し、利用者または家族に対し在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を訪問リハビリテーション計画に反映させた場合。	6,000 円/回	利用者負担割合に応じた額

口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を看護師等（療法士含む）が実施した利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネージャーに口腔の健康状態の評価結果の情報を提供した場合。	500 円/月	利用者負担割合に応じた額
訪問リハビリ計画診療未実施減算	事業所の医師が、自らは診療を行わず、別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合。	-500 円/回	利用者負担割合に応じた額

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

【基本部分】

種類	基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割～3割)
理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が行う介護予防訪問リハビリテーション	2,980 円/回 (利用限度 6 回/週) ※介入開始 12 か月経過後：2,680 円/回	利用者負担割合に応じた額

【加算と減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行う場合。	2,000 円/日	利用者負担割合に応じた額
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症の方に対して、認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会的適応能力を最大限に活かしながら、生活機能を改善するためのリハビリテーションを行う場合。 期間：退院日または訪問開始日から3ヶ月以内	2,400 円/日	利用者負担割合に応じた額
サービス提供体制強化加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定訪問リハビリテーション事業所	60 円/回	利用者負担割合に応じた額

	に、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上のものが在籍し、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合。		
退院時共同指導加算	病院等に入院中の利用者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士その他の従業者との間で利用者の状況等に関する情報を相互に共有し、利用者または家族に対し在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を訪問リハビリテーション計画に反映させた場合。	6,000 円/回	利用者負担割合に応じた額
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を看護師等（療法士含む）が実施した利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネージャーに口腔の健康状態の評価結果の情報を提供した場合。	500 円/月	利用者負担割合に応じた額
訪問リハビリ計画診療未実施減算	事業所の医師が、自らは診療を行わず、別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合。	-500 円/回	利用者負担割合に応じた額

(3) 料金の支払方法

お支払方法は、現金支払、銀行振込、口座引落しの 3 種類です。なお、銀行振込の場合は手数料がかかりますのでご注意ください。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当院のお客さま相談・苦情窓口

担当者 鳥取市立病院 地域連携係

電話 0857-37-1522 (代)

FAX 0857-37-1558

(2) 当院以外の市町及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口

・鳥取市福祉部長寿社会課

(電話) 0857-30-8212 (FAX) 0857-20-3906

・岩美町健康福祉課 (電話) 0857-73-1322

- ・若桜町福祉保健課 (電話) 0858-82-2232
- ・智頭町福祉課 (電話) 0858-75-7102
- ・八頭町保健課 (電話) 0858-72-3566
- ・鳥取県社会福祉協議会 [鳥取県福祉サービス運営適正化委員会]
(電話) 0857-59-6335 (FAX) 0857-59-6340
- ・鳥取県国民健康保険団体連合会 [審査課]
(電話) 0857-20-2100 (FAX) 0857-29-6115

8.緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処理を行ないます。また、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に連絡します。

9.事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当院の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10.秘密の保持について

- (1) 当院の職員または当院の職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当院では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

11.感染症の予防及びまん延防止

当院は、感染防止対策マニュアルに準じ、感染症が発生しまん延しないよう、感染防止対策委員会の開催と職員への周知、指針の整備及び定期的な研修の実施など、鳥取市立病院院内感染防止対策マニュアルに準じて必要な措置を講じます。

12.虐待の防止への対応

当院は、虐待防止のための指針の整備、対策を検討し、結果について職員に周知徹底を行ないます。また、定期的な研修を実施します。虐待防止担当者：岩永 一彦

13.ハラスメント対策

当院は、鳥取市立病院ハラスメント防止等に関する規定により、適切なサービス提供を確保する観点

から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

14.業務継続計画の策定

当院は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画は、職員に周知を行うとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 業務継続計画は、定期的に見直し必要に応じて変更を行います。

実施地域において地震等の天災その他災害が発生した時は、利用者に事前の同意なくサービスの内容を変更またはサービスの提供を中止する場合があります。サービスを再開する時は、業務継続計画に定める優先業務から順次サービスを再開します。

15.外部評価について

当院は、公益社団法人日本医療機能評価機構による審査を受けており、直近では令和5年3月に更新しています。評価結果はホームページに公開されています。

